

○総務省告示第四百十一号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三第一項の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第三十七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三第一項の規定に基づき様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十四日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

電気通信事業法施行規則第二十二條の九の三第一項の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。

様式第1

項目		基礎事業年度の 前々事業年度の $\beta$	基礎事業年度の 前事業年度の $\beta$	基礎事業年度の $\beta$
ds	開始日			
	終了日			
$MC_{DCM} MR_{DCM}$				
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$				
$MC_{SB} MR_{SB}$				
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o$				
$\beta_{DCM}$				
$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$				
$\beta_{KDDI}$				
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$				
$\beta_{SB}$				
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$				
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o \frac{\beta_o}{1 + (1 - T_o) \frac{D_o}{E_o}}$				
$\bar{\beta}$				
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$				
$\beta$				

注1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

2 「ds」、「 $\bar{\beta}$ 」及び「 $\beta$ 」は、平成28年総務省告示第110号第3条に規定する算定方法に基

改正前

[同上]

様式第1

項目		基礎事業年度の 前々事業年度の $\beta$	基礎事業年度の 前事業年度の $\beta$	基礎事業年度の $\beta$
ds	開始日			
	終了日			
$\beta_0$				
$D_{net0}$ （単位：円）				
$E_0$ （単位：円）				
$T_0$				
$1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}$				
$D_{net}$ （単位：円）				
$E$ （単位：円）				
$T$				
$1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}$				
$\beta$				

注1 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第9条第4項に規定するものをいう。

2 「ds」は、 $\beta$ を算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己

づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。

3 DCMは株式会社NTTドコモを、KDDIはKDDI株式会社を、SBはソフトバンク株式会社を示す。

[削る]

4 「D」、「E」及び「T」の値は、様式第2により算定された値を用いること。

[削る]

様式第2

項目				数値
算定を行う事業者 (事業者名)	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
		純有利子負債		
		純資産		
	時価総額			
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
		純有利子負債		
		純資産		
	時価総額			
	平均値 (単位：円)	純有利子負債 ( $D$ )		
		純資産 ( $E$ )		
		時価総額 ( $MC_0$ )		
	移動電気通信役務の営業収益の額			
連結収益の額				
連結収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合 ( $MR_0$ )				
法定実効税率 ( $T$ )				

資本利益率算定年度」という。)以前3年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日とする。

3 「ds」及び「 $\beta$ 」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。

4 「 $\beta_0$ 」は、 $\beta$ の算定に用いた、株式会社NTTドコモの $\beta$ とする。

5 「 $D_{net0}$ 」、「 $E_0$ 」、「 $T_0$ 」、「 $D_{net}$ 」、「 $E$ 」及び「 $T$ 」の項は、様式第2により算定された値を用いること。

6 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

様式第2

項目				数値
株式会社 NTTド コモ	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
		純有利子負債		
		純資産		
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
		純有利子負債		
		純資産		
平均値 (単位：円)	純有利子負債 ( $D_{net0}$ )			
	純資産 ( $E_0$ )			
法定実効税率 ( $T_0$ )				
事業者	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	

$\beta_0$	
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
$MC_0 MR_0$	

注 1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。

2 「 $\beta_0$ 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。

[ 3 略]

	純有利子負債		
	純資産		
期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
		合計	
	現金及び預金	該当する勘定科目	
		合計	
	純有利子負債		
	純資産		
平均値 (単位：円)	純有利子負債 ( $D_{net}$ )		
	純資産 ( $E$ )		
	法定実効税率 ( $T$ )		

注 1 株式会社 NTT ドコモ以外の事業者が作成すること。

2 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。

[ 3 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の「」重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

## 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 令和二年度を基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十  
一号）第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）とする接続料の算定について  
は、様式第一中「

様式第 1

項目		基礎事業年度の前々 事業年度の $\beta$	基礎事業年度の前事 業年度の $\beta$	基礎事業年度の $\beta$
ds	開始日			
	終了日			
$MC_{DCM} MR_{DCM}$				
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$				
$MC_{SB} MR_{SB}$				
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o$				
$\beta_{DCM}$				
$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$				
$\beta_{KDDI}$				
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$				
$\beta_{SB}$				
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$				
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o \frac{\beta_o}{1 + (1 - T_o) \frac{D_o}{E_o}}$				
$\bar{\beta}$				
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$				
$\beta$				

- 注1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「 $ds$ 」、「 $\bar{\beta}$ 」及び「 $\beta$ 」は、平成28年総務省告示第110号第3条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3  $DCM$ は株式会社NTTドコモを、 $KDDI$ はKDDI株式会社を、 $SB$ はソフトバンク株式会社を示す。
- 4 「 $D$ 」、「 $E$ 」及び「 $T$ 」の値は、様式第2により算定された値を用いること。

「 2020年9月」

様式第1の1

項目		基礎事業年度の $\beta$
ds	開始日	
	終了日	
$MC_{DCM} MR_{DCM}$		
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$		
$MC_{SB} MR_{SB}$		
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o$		
$\beta_{DCM}$		
$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$		
$\beta_{KDDI}$		
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$		
$\beta_{SB}$		
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$		
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o \frac{\beta_o}{1 + (1 - T_o) \frac{D_o}{E_o}}$		
$\bar{\beta}$		
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$		
$\beta$		

注1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第17条第2項に規定する基礎事業年

度をいう。

- 2 「ds」、「 $\bar{\beta}$ 」及び「 $\beta$ 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度を同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 DCMは株式会社NTTドコモを、KDDIはKDDI株式会社を、SBはソフトバンク株式会社を示す。
- 4 「D」、「E」及び「T」の値は、様式第 2 の 1 により算定された値を用いること。

様式第 1 の 2

項目		基礎事業年度の前々事業年度の $\beta$	基礎事業年度の前事業年度の $\beta$
ds	開始日		
	終了日		
$\beta_0$			
$D_{net0}$ (単位：円)			
$E_0$ (単位：円)			
$T_0$			
$1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}$			
$D_{net}$ (単位：円)			
$E$ (単位：円)			
$T$			
$1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}$			
$\beta$			

- 注 1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「ds」及び「 $\beta$ 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「ds」及び「 $\beta$ 」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。
- 4 「 $\beta_0$ 」は、 $\beta$ の算定に用いた、株式会社NTTドコモの $\beta$ とする。

5 「 $D_{net0}$ 」、「 $E_0$ 」、「 $T_0$ 」、「 $D_{net}$ 」、「 $E$ 」及び「 $T$ 」の項は、様式第2の2により算定された値を用いること。

」と、様式第二中「

様式第2

項目				数値		
算定を行う事業者（事業者名）	期首値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目			
			合計			
		現金及び預金	該当する勘定科目			
			合計			
		純有利子負債				
		純資産				
		時価総額				
		期末値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
				合計		
			現金及び預金	該当する勘定科目		
	合計					
	純有利子負債					
	純資産					
	時価総額					
	平均値 （単位：円）		純有利子負債（ $D$ ）			
			純資産（ $E$ ）			
			時価総額（ $MC_0$ ）			
	移動電気通信役務の営業収益の額					
	連結収益の額					
	営業収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合（ $MR_0$ ）					

法定実効税率 ( $T$ )	
$\beta_0$	
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
$MC_0 MR_0$	

- 注 1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。
- 2 「 $\beta_0$ 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

「 2020年 12月 1日 」

様式第2の1

項目				数値	
算定を行う事業者（事業者名）	期首値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	時価総額				
	期末値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	時価総額				
	平均値 （単位：円）	純有利子負債（D）			
純資産（E）					
時価総額（MC <sub>0</sub> ）					
移動電気通信役務の営業収益の額					
連結収益の額					
営業収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合（MR <sub>0</sub> ）					

法定実効税率 (T)	
$\beta_0$	
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
$MC_0 MR_0$	

注1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）について作成すること。

2 「 $\beta_0$ 」は、平成28年総務省告示第110号第3条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度を同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。

3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

様式第2の2

項目				数値
株式会社NTTドコモ	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
	純有利子負債			
	純資産			
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	

			合計	
		純有利子負債		
		純資産		
平均値 (単位：円)		純有利子負債 ( $D_{net0}$ )		
		純資産 ( $E_0$ )		
法定実効税率 ( $T_0$ )				
事業者 (事業者名)	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
			純有利子負債	
			純資産	
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
			純有利子負債	
			純資産	
	平均値 (単位：円)		純有利子負債 ( $D_{net}$ )	
			純資産 ( $E$ )	
法定実効税率 ( $T$ )				

注1 株式会社NTTドコモ以外の事業者が作成すること。

- 2 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。）の前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

」とする。

3 令和三年度を基礎事業年度とする接続料の算定については、様式第一中「

様式第 1

項目		基礎事業年度の前々 事業年度の $\beta$	基礎事業年度の前事 業年度の $\beta$	基礎事業年度の $\beta$
ds	開始日			
	終了日			
$MC_{DCM} MR_{DCM}$				
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$				
$MC_{SB} MR_{SB}$				
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o$				
$\beta_{DCM}$				
$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$				
$\beta_{KDDI}$				
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$				
$\beta_{SB}$				
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$				
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o \frac{\beta_o}{1 + (1 - T_o) \frac{D_o}{E_o}}$				
$\bar{\beta}$				
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$				
$\beta$				

- 注1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「 $ds$ 」、「 $\bar{\beta}$ 」及び「 $\beta$ 」は、平成28年総務省告示第110号第3条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3  $DCM$ は株式会社NTTドコモを、 $KDDI$ はKDDI株式会社を、 $SB$ はソフトバンク株式会社を示す。
- 4 「 $D$ 」、「 $E$ 」及び「 $T$ 」の値は、様式第2により算定された値を用いること。

「 2020年 12月 1日 」

様式第1の1

項目	基礎事業年度の前事業年度の $\beta$	基礎事業年度の $\beta$
ds	開始日	
	終了日	
$MC_{DCM} MR_{DCM}$		
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$		
$MC_{SB} MR_{SB}$		
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o$		
$\beta_{DCM}$		
$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$		
$\beta_{KDDI}$		
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$		
$\beta_{SB}$		
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$		
$\sum_{o \in DCM, KDDI, SB} MC_o MR_o \frac{\beta_o}{1 + (1 - T_o) \frac{D_o}{E_o}}$		
$\bar{\beta}$		
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$		
$\beta$		

- 注 1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「ds」、「 $\bar{\beta}$ 」及び「 $\beta$ 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度及び基礎事業年度の前事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 DCMは株式会社NTTドコモを、KDDIはKDDI株式会社を、SBはソフトバンク株式会社を示す。
- 4 「D」、「E」及び「T」の値は、様式第 2 の 1 により算定された値を用いること。

様式第 1 の 2

項目		基礎事業年度の前々事業年度の $\beta$
ds	開始日	
	終了日	
$\beta_0$		
$D_{net0}$ （単位：円）		
$E_0$ （単位：円）		
$T_0$		
$1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}$		
$D_{net}$ （単位：円）		
$E$ （単位：円）		
$T$		
$1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}$		
$\beta$		

- 注 1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「ds」及び「 $\beta$ 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度の前々事業年度を同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「ds」及び「 $\beta$ 」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。

- 4 「 $\beta_0$ 」は、 $\beta$ の算定に用いた、株式会社NTTドコモの $\beta$ とする。
- 5 「 $D_{net0}$ 」、「 $E_0$ 」、「 $T_0$ 」、「 $D_{net}$ 」、「 $E$ 」及び「 $T$ 」の項は、様式第2の2により算定された値を用いること。

」と、様式第二中「

様式第2

項目				数値	
算定を行う事業者（事業者名）	期首値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
		時価総額			
		期末値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目	
				合計	
			現金及び預金	該当する勘定科目	
	合計				
	純有利子負債				
	純資産				
	時価総額				
	平均値 （単位：円）		純有利子負債（ $D$ ）		
			純資産（ $E$ ）		
			時価総額（ $MC_0$ ）		
	移動電気通信役務の営業収益の額				
	連結収益の額				
	営業収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合（ $MR_0$ ）				

法定実効税率 ( $T$ )	
$\beta_0$	
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
$MC_0 MR_0$	

注1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。

2 「 $\beta_0$ 」は、平成28年総務省告示第110号第3条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。

3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

「 2020年 12月 1日 」

様式第2の1

項目				数値		
算定を行う事業者（事業者名）	期首値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目			
			合計			
		現金及び預金	該当する勘定科目			
			合計			
		純有利子負債				
		純資産				
		時価総額				
		期末値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
				合計		
			現金及び預金	該当する勘定科目		
	合計					
	純有利子負債					
	純資産					
	時価総額					
	平均値 （単位：円）		純有利子負債（ $D$ ）			
			純資産（ $E$ ）			
			時価総額（ $MC_0$ ）			
	移動電気通信役務の営業収益の額					
	連結収益の額					
	営業収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合（ $MR_0$ ）					

法定実効税率 (T)	
$\beta_0$	
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
$MC_0 MR_0$	

注1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）及び基礎事業年度の前事業年度ごとに作成すること。

2 「 $\beta_0$ 」は、平成28年総務省告示第110号第3条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度及び基礎事業年度の前事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。

3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

様式第2の2

項目				数値
株式会社NTTドコモ	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
	純有利子負債			
	純資産			
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	

			合計	
		純有利子負債		
		純資産		
平均値 (単位：円)		純有利子負債 ( $D_{net0}$ )		
		純資産 ( $E_0$ )		
法定実効税率 ( $T_0$ )				
事業者 (事業者名)	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
		純有利子負債		
		純資産		
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
		純有利子負債		
		純資産		
	平均値 (単位：円)		純有利子負債 ( $D_{net}$ )	
			純資産 ( $E$ )	
法定実効税率 ( $T$ )				

注1 株式会社NTTドコモ以外の事業者が作成すること。

- 2 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。）の前々事業年度について作成すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

」 ㄤ ㄉ °